

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○稲葉剛治副議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は23名ですので、定足数に達しております。

ただいまから令和7年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○稲葉剛治副議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○稲葉剛治副議長 先般、草加市選出組合議会議員、菊地慶太議員の辞職に伴う改選の結果報告が10月31日にありました。ご報告かたがた、ご紹介いたします。

齊藤雄二議員でございます。

次に、三郷市選出組合議会議員、篠田隆彦議員の辞職に伴う改選の結果報告が12月12日にありました。ご報告かたがた、ご紹介いたします。

佐々木修議員でございます。

◎議席の指定

○稲葉剛治副議長 次に、ただいまご紹介いたしました新たに選出された議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、私から指定いたします。

書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。

○山崎喜久議会事務局調整幹 朗読いたします。

……朗読……

齊藤雄二議員6番、佐々木修議員8番。

以上でございます。

○稲葉剛治副議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

◎議席の一部変更

○稲葉剛治副議長 次に、議席の一部変更の件を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、24番、広田丈夫議員を18番に、18番、関一幸議員を23番に、23番、鈴木由和議員を24番に変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり議席を一部変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席を一部変更することを決定いたしました。

◎議長辞職許可

○稲葉剛治副議長 本日、広田丈夫議長から議長の辞職願が提出されました。

書記をして、議長の辞職願を朗読させます。

○山崎喜久議会事務局調整幹 朗読いたします。

……朗読……

辞職願

今般、一身上の都合により議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和7年（2025年）12月24日

東埼玉資源環境組合議会

議長 広田丈夫

東埼玉資源環境組合議会

副議長 稲葉剛治様

以上でございます。

○稲葉剛治副議長 お諮りいたします。

広田丈夫議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認めます。

したがって、広田丈夫議長の辞職を許可することに決しました。

◎前議長退任挨拶

○稲葉剛治副議長 この際、広田丈夫前議長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔広田丈夫前議長登壇〕

○広田丈夫前議長 議長より発言の許可をいただきましたので、退任に当たり一言ご挨拶申し上げます。

議長職を全うできましたのも、議会の議員の皆様のご指導、ご協力があったればこそだと思っております。心より感謝申し上げます。大変ありがとうございます。また、管理者はじめ執行部の皆様、そして事務局の皆様には大変お世話になりました。ご協力があったこそだと思っておるところでございます。

今後は組合の一議員として全力で働いてまいりますので、これまで以上のご指導を賜りますようお願い申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございます。

○稲葉剛治副議長 ここで、議長選挙の取扱いを協議するため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時09分 再開

◎開議の宣告

○稲葉剛治副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議事日程の追加

○稲葉剛治副議長 ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認めます。

したがって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

◎議長選挙

○稲葉剛治副議長 選挙の方法につきまして、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告申し上げます。

議長選挙の方法につきましては、指名推選とすることに決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○稲葉剛治副議長 お諮りいたします。

選挙の方法は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、指名推選としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会を慣例により議長選考委員会に代えさせていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、議長選考委員会開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時16分 再開

◎開議の宣告

○稲葉剛治副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長選考委員会報告

○稲葉剛治副議長 休憩中に開催されました議長選考委員会の結果について、委員長より報告をお願いいたします。

野口佳司議長選考委員長。

〔野口佳司議長選考委員長登壇〕

○野口佳司議長選考委員長 休憩中に開催いたしました議長選考委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当組合議会の議長には、草加市議会議長でもあります鈴木由和議員を全員一致をもちまして推薦することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○稲葉剛治副議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、当組合議会議長には鈴木由和議員を指名したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、鈴木由和議員を議長とすることに決定いたしました。

ただいま議長に当選されました鈴木由和議員に、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任挨拶

○稲葉剛治副議長 鈴木由和議長に就任のご挨拶をお願いいたします。

〔鈴木由和議長登壇〕

○鈴木由和議長 皆さん、おはようございます。

ただいま議長を仰せつかりました鈴木でございます。私なりに精いっぱい務めさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げ、一言就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○稲葉剛治副議長 議長が選出されましたので、ここで交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

鈴木由和議長、議長席にお着きください。

〔鈴木由和議長・議長席に着く〕

◎管理者就任挨拶

○鈴木由和議長 次に、去る10月26日の越谷市長選挙において福田晃市長が当選され、引き続いて当組合の管理者に11月11日付で就任されました。

この際、福田晃管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○福田 晃管理者 おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、貴重なお時間をいただき、管理者就任のご挨拶をさせていただきます。

過日行われました越谷市長選挙におきましては、多くの市民の皆様からのご支持をいただき、引き続き越谷市長の任を賜ることとなり、その後、構成市町の市長、町長の皆様から管理者に選任をいただき、再びその重責を担わせていただくこととなりました。微力ではございますが、適正かつ安定的な組合の事業運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて、当組合では現在、平成7年から稼働している第一工場ごみ処理施設のプラント更新事業に鋭意取り組んでいるところでございます。組合議会におかれましては特別委員会が設

置され、貴重なご意見、ご助言を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。組合運営の未来を支える施設でありますので、地域の皆様のご理解とご協力、構成市町のご支援をいただきながら着実に進めてまいります。

また、環境行政を取り巻く環境は複雑かつ厳しさを増しており、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速、プラスチック資源の循環に向けた新たな枠組みへの対応など様々な課題が待ち受けています。構成市町や関係機関と連携を図りながら、これらの課題に取り組むとともに、さらなるごみの減量化や循環型社会の実現を目指してまいります。議員の皆様には引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、当組合は今年設立60周年という大きな節目を迎えました。この歴史と信頼を土台とし、管内住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに全力を尽くしていくことをお誓い申し上げ、管理者就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎諸般の報告

○鈴木由和議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、閉会中の10月31日において、し尿処理常任委員に斉藤雄二議員、また、閉会中の12月12日において、し尿処理常任委員に佐々木修議員を選任いたしました。

次に、閉会中の11月20日に開催された第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会において、鈴木由和の委員長辞任が許可され、新たに白石孝雄委員が委員長に選出されました。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして、議案の朗読をさせます。

○山崎喜久議会事務局調整幹 朗読いたします。

……朗読……

東 埼 資 環 第 5 7 7 号
令和7年（2025年）12月12日

東埼玉資源環境組合議会
議長 広田丈夫様

東埼玉資源環境組合
管理者 福田 晃

組合議会12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月24日招集に係る組合議会令和7年12月定例会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 令和7年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について

東 埼 資 環 第 5 9 6 号
令和7年（2025年）12月24日

東埼玉資源環境組合議会
議長 広田丈夫様

東埼玉資源環境組合
管理者 福田 晃

組合議会12月定例会に付議する議案その2の送付について

令和7年（2025年）12月12日付東埼玉資環第577号をもって送付しました議案のほか、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上でございます。

○鈴木由和議長 次に、9月定例会において議会運営委員会及び各常任委員会に付託いたしました特定事件について、各委員長からそれぞれ調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

まず、議会運営委員会を代表して、平野千穂副委員長から報告を求めます。

平野千穂副委員長。

[平野千穂議会運営副委員長登壇]

○平野千穂議会運営副委員長 おはようございます。

議長のご指名によりまして、議会運営委員会に付託されました閉会中の特定事件について、その調査概要をご報告申し上げます。

当委員会は、去る10月28日、29日の2日間にわたり、委員全員及び正副議長が出席をし、副管理者等の随行を求め、議会運営及びごみ処理施設の運営についての2項目を調査事項とし、宮城県にあります大崎地域広域行政事務組合及び仙南地域広域行政事務組合への行政調査を実施いたしました。そのうち、大崎地域広域行政事務組合の議会運営についてご報告いたします。

大崎地域広域行政事務組合は昭和46年8月に設立されました。大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の1市4町で構成され、管理者は大崎市長が務めております。主な事業は、一般廃棄物の処理のほか、消防、生涯学習センター、児童発達支援センター、火葬場の管理運営を行っております。

議会の議員定数については15人で、内訳は、大崎市が5人、加美町と美里町が3人、色麻町と涌谷町が2人となっております。

定例会は3月及び10月の年2回ですが、令和6年度は6月、11月、2月に臨時会が開催されております。

一般質問については、土日祝日を除き定例会の4日前の午後1時までに通告をすることとし、発言時間は答弁を含め50分で、発言回数の制限はなく、1回目は登壇、2回目以降は発言台で行っております。

質疑については、土日祝日を除き定例会の2日前の午後1時までに通告することとし、発言時間は答弁を含め40分で、発言回数の制限はなく、最初から発言台で行っております。

このほか、令和2年10月に議長を除く全議員を委員とする請願審査特別委員会を設置をし、これまで5件の請願が提出をされ、閉会中に3回開催したとのことでありました。

以上が大崎地域広域行政事務組合の議会運営についての概要であります。全体を通しまして貴重なお話を伺うことができました。今後このことを組合行政並びに構成市町の中で生かしていきたいと考えております。

なお、仙南地域広域行政事務組合の議会運営について及び両団体のごみ処理施設の運営につきましても、調査結果報告書をご覧いただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

○鈴木由和議長 次に、各常任委員会を代表して、総務常任委員長から報告を求めます。

菊名裕総務常任委員長。

〔菊名 裕総務常任委員長登壇〕

○菊名 裕総務常任委員長 おはようございます。

議長のご指名によりまして、各常任委員会に付託されました閉会中の特定事件について、3委員会を代表して、その調査概要をご報告申し上げます。

常任委員会合同行政調査は、去る11月13日、14日の2日間にわたり、総務常任委員6名、ごみ処理常任委員8名、し尿処理常任委員6名が参加し、管理者、副管理者等の随行を求め、焼却灰等の再資源化についてを調査事項とし、福島県いわき市にあるメルテックいわき株式会社へ、また、ごみ処理施設等の運営及びごみ有料化の取組についてを調査事項とし、栃木県矢板市にある塩谷広域行政組合へ行政調査を実施いたしました。その主な内容についてご報告を申し上げます。

まず、メルテックいわき株式会社についてですが、同社はごみ処理施設から焼却灰等を受け入れて高温で溶融し、再資源化した溶融スラグや溶融メタルの製造、販売などを行っております。当組合においても平成30年度から第一工場ごみ処理施設で排出される焼却灰等を搬出しており、令和6年度は全体の7.4%に当たる1,355トンを搬出してしております。

同社における再資源化の特徴として、搬入された焼却灰等を独自開発した高温溶融炉に投入し、約1,800度の高熱で溶融した後、ゆっくりと冷却して結晶化させることで、スラグとメタルに分離させます。これにより、スラグについては天然石と同等の強度などを有し、良質な土木用資材として、主に路盤材などに活用されております。

また、スラグから有害物質が溶け出すリスクについては、国の安全基準を大きく下回り、環境にも安全な品質を備えております。これにより、廃棄物等を利用して作られた優良な製品として福島県が認定する「うつくしま、エコ・リサイクル製品」にも認定されております。

メタルについては、ゆっくり結晶化させることで、微量に含まれる金や銀などの希少金属が濃縮して付加価値の高い金属原料となります。これらは同グループ会社において製錬され、高純度の金属材料として工業用に利用されております。

次に、塩谷広域行政組合についてですが、同組合は宇都宮市の北部に位置する矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町の2市2町で構成され、ごみ処理やし尿処理のほか、消防事務や火葬場の運営などを共同処理しております。

可燃ごみの処理については、令和元年9月に竣工したエコパークしおやにおいて行っており、その主な特徴として、まず、焼却灰等については、一部を民間事業者に委託して、セメントの原料や道路の路盤材などへの再資源化に取り組んでおります。

また、循環型社会の構築のため、ごみ減量やリサイクルなどに関する啓発や学習の拠点施設として、研修室やリサイクル工作室などを備えるとともに、併設する不燃ごみ、資源ごみなどの処理施設において、まだ使えるタンスや机、椅子などを展示し、希望者に無償で提供する取組を行っております。

周辺住民との関係構築においては、施設建設に伴い、地元要望に基づき、温浴室やフィットネスジムなどを備えた余熱利用施設などを整備するとともに、協議会を組織して、定期的に運営状況の報告や意見交換などを行っているとのことでした。

また、し尿については、隣接するしおやクリーンセンターにおいて処理を行っており、その主な特徴として、施設から排出される処理水はため池を介して河川に放流しているが、地元の要望を受け、農繁期には農業用水路へ放流し、水田用水として活用されているとのことでありました。

次に、ごみ有料化の取組についてですが、住民負担の公平性とごみ処理費用の抑制を図るため、平成7年10月に可燃ごみの有料化を開始しております。有料化に当たっては、地域単位での説明会を実施したほか、啓発冊子の配布や広報紙などで周知を図ったとのことでした。

現状の課題としては、物価高によりごみ処理経費が上昇傾向にある一方で、安易な値上げは不法投棄の増加などを招くおそれがあるため、バランスの取れた料金設定の検討が必要であるとのことでした。

以上が今回の行政調査の概要であります。全体を通しまして貴重なお話を伺うことができました。今後このことを組合並びに構成市町の中で生かしていきたいと考えております。

なお、メルテックいわき株式会社及び塩谷広域行政組合の概要につきましては、調査結果報告書をご覧くださいと存じます。

以上で報告を終わります。

○鈴木由和議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○鈴木由和議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により私から指名いたします。

22番 林 雄一 議員

23番 関 一幸 議員

1番 斎藤 豪人 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○鈴木由和議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、東埼玉資源環境組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてのほか4件であります。

一般質問につきましては、1名の議員から通告がございました。

今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定をいたしました。

なお、令和8年次の議会日程を決定をいたしました。予定表をお手元に配付させていただきましたので、あらかじめ日程の確保をよろしくお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

○鈴木由和議長 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び第一工場

ごみ処理施設プラント更新特別委員会委員

長の報告

○鈴木由和議長 次に、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会における閉会中の継続審査の件を議題といたします。

第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長から、閉会中における会議の経過並びに結果について報告を求めます。

白石孝雄特別委員長。

〔白石孝雄第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長登壇〕

○白石孝雄第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長 おはようございます。

議長のご指名によりまして、閉会中の継続審査となっております第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会における審査の概要をご報告申し上げます。

なお、委員会報告書を配付させていただきましたので、併せてご参照いただきたいと思います。

当委員会は、去る11月20日、第一委員会室において、委員6名が出席し、説明員として副管理者、事務局長並びに担当課長等の出席を求め、開催をいたしました。

執行部により、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の進捗状況について、提出されました資料に基づき説明を聴取し、質疑を行いましたので、ご報告申し上げます。

概算工事費として示された参考見積りは何社からの見積りにより算出したものかとの質疑に対し、参加資格要件を満たすプラントメーカー6社に依頼し、提出のあった1社の見積りから算出したとのことであります。

次に、見積り依頼した6社以外に参加資格要件を満たす業者はあるのか、また、見積り提出者が1社となった理由はどの質疑に対し、工事事業者選定委員会の中で、6社以外にも参加資格要件を満たす業者があるのではとの意見があり、現在調査している。また、稼動しながら更新工事を行う本事業の特殊性から、見積り提出が1社となったと思われるとのことであります。

次に、公募型プロポーザル方式により発注していくとのことだが、事業者選定における公平性をどう担保していくのかとの質疑に対し、工事事業者選定委員会において、各分野の専門家である委員の方々にアドバイスをいただきながら進めていくとのことであります。

次に、概算工事費の増加に伴う分担金への影響について、各理事の意見はとの質疑に対し、各市町を訪問し、直接理事に説明をした。共通の意見として、昨今の物価高や人件費高騰などを勘案すると工事費の増加はやむを得ない面もあるが、分担金の増加とならないよう取り組んでほしいとの要望をいただいた。組合としては工事費縮減や歳出削減などに努めていくとのことでありました。

次に、工事事業者選定委員会の議事録の公開はとの質疑に対し、契約手続に影響がある内容を協議、検討しているため、原則非公開としているとのことでありました。

次に、物価変動による費用増大に対するリスク分担において、一定の範囲を超えた場合は組合が担うとのことだが、一定の範囲の内容とはとの質疑に対し、一般的に長期契約では、契約後に賃金や物価が一定の基準を超えて変動した場合に契約金を変更できるスライド条項を盛り込むことがある。本事業においても、工事事業者選定委員会において具体的な基準などを検討していくとのことでありました。

次に、環境影響評価における水質調査の結果では、ダイオキシン類が基準値を超えているが問題はないのかとの質疑に対し、調査した新方川では以前からダイオキシン類が基準値を超えているが、第一工場からの排水については基準値を下回っており、排水による環境への影響はないと考えているとのことでありました。

以上、審査の概要について申し上げましたが、当委員会において、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業については引き続き調査研究する必要があると決定したことから、閉会中の継続審査事項としてご決定くださいますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

○鈴木由和議長 以上で第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長の報告が終了いたしました。

◎第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会委員長報告に対する質疑

○鈴木由和議長 続いて、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎閉会中の継続審査案件の第一工場ごみ処理

施設プラント更新特別委員会付託

○鈴木由和議長 次に、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長の申出のとおり、委員会を存続の上、閉会中の継続審査とし、お手元に配付しております特定事件一覧表のとおり、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会を存続し、特定事件一覧表のとおり、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎閉会中の継続審査案件（管理者提出第10

号議案）の上程及び決算特別委員会委員長の

報告

○鈴木由和議長 次に、閉会中の継続審査となっております管理者提出第10号議案 令和6年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

決算特別委員長から、閉会中における委員会の会議の経過並びに結果について報告を求めます。

白石孝雄決算特別委員長。

〔白石孝雄決算特別委員長登壇〕

○白石孝雄決算特別委員長 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました第10号議案につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月18日、第一工場大会議室において、委員5名が出席し、説明員とし

て副管理者、事務局長、会計管理者並びに担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の方法は、執行部より歳入歳出に分けて一括して説明を聴取し、歳入は、最初に1款及び2款、次に3款及び4款、最後に5款ないし7款の3つに分けて、歳出は款別に質疑を行いましたので、ご報告を申し上げます。

なお、委員会審査結果報告書及び委員会報告書を配付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

歳入の部のうち、2款使用料及び手数料について申し上げます。

事業系ごみ処理手数料について、見直しを検討しているのかとの質疑に対し、ごみ処理手数料とごみ処理原価とを比較し、おおむね5年ごとに見直しを行う方針である。その際、受益者負担率がごみ処理原価の過去5年平均80%を下回る場合に、見直しに向けた手続を進めていきたいとのことでありました。

次に、プラント更新事業に向けて、今後分担金が増額されていくが、構成市町の分担金負担の格差についてどのように考えているのかとの質疑に対し、令和6年6月に作成した財政計画2024に基づき、プラント更新事業に係る財源を確保するため、分担金を令和11年度まで段階的に増額する予定になっている。なお、分担金負担割合の変更には、組合規約の変更について、各構成市町の議会において議決が必要となるとのことでありました。

次に、3款国庫支出金について申し上げます。

循環型社会形成推進交付金の減額理由とプラント更新事業への影響はどの質疑に対し、プラント更新事業に係る交付金の一部を年度間調整のため令和5年度に受領したことと、堆肥化施設建設事業の見直しが主な要因である。また、令和6年度から実施している環境影響調査などは滞りなく進めており、交付金減額によるプラント更新事業への影響はないとのことでありました。

次に、4款財産収入について申し上げます。

第一工場、第二工場ともに前年度と比べて発電量が減少した理由は、また、電力売払い代金の単価が減額となった要因はどの質疑に対し、第一工場については、ごみ搬入量の減少に伴い焼却量が減少したとのこと、また、第二工場については、定期点検により炉の運転日数が前年度より減少したことが発電量減少の要因と考えている。電力売払い代金の単価が前年度より減額となった要因については、令和5年度が世界情勢により石炭や天然ガス等の化石燃料が高騰し、影響を受けて売払い単価が高くなったが、令和6年度はその影響が収まり、

例年に近い価格に戻ったためと考えているとのことでありました。

なお、1 款分担金及び負担金、5 款繰越金、6 款諸収入、7 款組合債についての質疑はありませんでした。

続いて、歳出の部のうち、2 款総務費について申し上げます。

管理棟照明器具のLED化の進捗状況はどの質疑に対し、令和6年度でおおむね完了している。一部の非常誘導灯については未改修だが、故障した際には随時LEDに更新する予定であるとのことでありました。

次に、広報リユースの発行部数の減少理由はどの質疑に対し、新聞購読者の減少により新聞折り込み数が減少したことが要因と考えているとのことでありました。

次に、公務災害見舞金の詳細と職員の安全対策及び健康管理はどの質疑に対し、令和6年度は職員が通勤途中に自転車で転倒して骨折する事案が発生し、11万円の支出があった。職員の安全対策と健康管理については、労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会を組織し、職場巡視により安全点検や熱中症対策の指導を行うほか、産業医による健康相談などを実施しているとのことでありました。

次に、3 款事業費について申し上げます。

ごみ処理施設脱炭素化実証試験の結果と課題はどの質疑に対して、バイオマス炭と石炭コークスの混合率を変化させ、実際のごみ処理工程において実証試験を行ったところ、結果は良好で、安定して運転できることを確認することができた。しかし、バイオマス炭については現時点で流通量が少なく、価格も石炭コークスに比べて6倍程度高いことから、今後価格等の動向について注視していくとのことでありました。

次に、4 款建設費について申し上げます。

堆肥化施設建設事業の進捗状況はどの質疑に対し、プラント更新事業に伴う堆肥化施設の移転事業について、令和6年度に候補用地の鑑定評価を先行して実施したが、費用対効果や構成市町の負担金への影響などを検討した結果、移転整備は行わず、今後の堆肥化事業の在り方を含め再検討している状況であるとのことでありました。

なお、1 款議会費、5 款公債費、6 款基金積立金、7 款予備費についての質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、第10号議案については、全員一致により原案のとおり認定することを決しました。

以上で報告を終わります。

○鈴木由和議長 以上で決算特別委員長の報告が終了いたしました。

◎管理者提出第10号議案の委員長報告に対する質疑

○鈴木由和議長 続いて、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第10号議案の討論、採決

○鈴木由和議長 続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○鈴木由和議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり認定されました。

◎管理者提出第12号議案ないし第16号議案の一括上程、提案理由の説明

○鈴木由和議長 次に、管理者提出第12号議案ないし第16号議案の5件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

福田晃管理者。

[福田 晃管理者登壇]

○福田 晃管理者 本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはお忙しい折にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会には私から5件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき、順次ご説明させていただきます。

まず、第12号議案 東埼玉資源環境組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、国家公務員等の旅費制度の改正に伴い、国に準じて職員等の旅費制度を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、まず、旅費の種目及び内容につきましては、宿泊料、移転料などについて、宿泊費、転居費などに名称を改めるとともに、定額支給から原則実費支給に改めるものでございます。

また、日額旅費を廃止するとともに、日当については宿泊を伴う出張のみに支給する宿泊手当に改めるほか、包括宿泊費及び死亡手当の創設などを行うものでございます。

次に、旅費の支給対象につきましては、旅行者等への支給に代えて、旅費に相当する額を旅行代理店等に直接支払うことを可能とするものでございます。

次に、適正な支出の確保といたしまして、条例の規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して、旅費の返納を求めるとともに、当該旅費の返納に代えて旅行者等の給与等からの控除を可能とするもののほか、条文整備を行うものでございます。

本条例は令和8年4月1日から施行してまいります。

次に、第13号議案 令和7年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書の6ページをご覧いただきたいと存じます。

このたびの補正予算では88万4,000円を増額いたしますが、歳入では、6款諸収入の雑入において自動車損害等共済金を追加、歳出では、1款議会費から3款事業費において人件費の整理を行うほか、7款予備費を増額するものでございます。

26ページをご覧いただきたいと存じます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に

伴う整理といたしまして、155万円を増額するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして、20万円を増額するものでございます。

また、庶務事務費の人事管理システム保守管理委託料につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費として、80万円を増額するものでございます。

28ページをご覧いただきたいと存じます。

2目計画管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして、380万円を減額するものでございます。

3款事業費、1項事業費、1目第一工場施設管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして、870万円を減額するものでございます。

30ページをご覧いただきたいと存じます。

3目第二工場施設管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして、1,050万円を減額するものでございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、2,133万4,000円を増額し、補正後の額を5,154万円とするものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げます。

8ページにお戻りいただきたいと存じます。

債務負担行為につきましては、会議録作成支援ツール賃借費ほか7件でございます。

初めに、会議録作成支援ツール賃借費では、令和8年度において、AIを活用して音声の文字起こしをする機器を借り上げるもので、令和7年度中に契約の相手方に継続の意向を申し出る必要があることから、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を18万円と定めるものでございます。

次に、第一工場電気自動車用充電設備管理運用委託料では、令和8年度における電気自動車用充電設備の管理運用を委託するもので、令和7年度中に契約の相手方に継続の意向を申し出る必要があることから、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を6万円と定めるものでございます。

次に、電話交換機更新工事費でございます。本工事はもともと令和7年度に実施を予定し、これまでに3回入札を行いましたが、技術者不足等の理由によりいずれも不調となり、納期を鑑みると今年度中の施工は困難との判断に至りました。このような状況の中、契約成立には他の公共工事との発注時期の平準化が有効と考えられるため、令和7年度から令和8年度

までの2か年の債務負担行為を設定し、令和8年度早々に施工するよう時期を調整するものでございます。限度額は1,500万円としております。

次に、広報発行委託料では、広報紙の印刷、新聞折り込み等を委託するもので、令和8年4月号の編集業務を2月から始めるため、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を1,130万円と定めるものでございます。

次に、地域計画事後評価策定等委託料では、令和6年度に計画期間が満了した第3期地域計画の事後評価及び現計画である第4期地域計画への反映を委託するものでございます。第3期地域計画の事後評価に係る業務を2月から始める必要があるため、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を350万円とするものです。

次に、第一工場ごみ処理施設灰等搬出処分委託料では、第一工場ごみ処理施設から発生する焼却灰等の運搬及び処分業務を委託するもので、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を7億7,000万円と定めるものでございます。

次に、第二工場電気自動車用充電設備管理運用委託料では、第一工場と同様、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を6万円と定めるものでございます。

次に、最終処分場運転委託料では、第一、第二最終処分場の包括的な運転業務を委託するもので、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額は6,000万円とするものでございます。

次に、第14号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び第15号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案につきましては、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

これらの議案は、期末手当に関する規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、議員及び特別職における本年12月期の支給割合を100分の230から100分の235に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、令和8年度以降につきましては、6月期、12月期ともに支給割合を100分の232.5に改め、令和8年4月1日から施行してまいります。

次に、第16号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、国に準じて職員の給与を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、まず、給料表の改定につきましては、初任給の引上げをはじめ若年層に重点を置きつつ、全職員を対象に改定を行うもので、平均改定率はプラス3.1%でございます。公布の日から施行し、本年4月1日から適用してまいります。

次に、期末手当及び勤勉手当につきましては、本年12月期の支給割合について、期末手当は100分の125から100分の127.5に、勤勉手当は100分の105から100分の107.5にそれぞれ改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。令和8年度以降につきましては、6月期、12月期ともに、期末手当を100分の126.25に、勤勉手当を100分の106.25にそれぞれ改め、令和8年4月1日から施行してまいります。

また、勤勉手当の算定方法については、その基礎額に扶養手当を算入しないことに改め、令和8年12月1日から施行してまいります。

次に、自動車等の使用に係る通勤手当につきましては、まず、支給額について距離の区分に応じて引き上げるもので、公布の日から施行し、本年4月1日から適用してまいります。

また、距離区分の上限を65キロメートル以上から100キロメートル以上に引き上げ、新たな距離区分を設けるとともに、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を創設するもので、令和8年4月1日から施行してまいります。

次に、初任給調整手当の創設につきましては、月例給与の水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を手当として支給するもので、令和8年4月1日から施行してまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、十分ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木由和議長 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、議案審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時21分 再開

◎開議の宣告

○鈴木由和議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○鈴木由和議長 この際、諸般の報告をいたします。

12月24日付、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会の鈴木由和の委員辞任に伴い、同日付で新たに広田丈夫議員を選任いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎組合行政に対する一般質問

○鈴木由和議長 これより組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における発言通告者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

4番、平野千穂議員。

〔4番 平野千穂議員登壇〕

○4番 平野千穂議員 4番議員、平野千穂です。

議長の許可をいただきましたので、主題1、今後の施設整備と分担金への影響についてお尋ねをいたします。

組合では、大規模な施設整備として第一工場ごみ処理施設プラント更新事業が11年間の工期で令和9年度に着工する予定となっております。また、財政計画2024によりますと、第二工場汚泥再生処理センターの大規模改修工事は令和15年度からの4年計画、第二工場ごみ処理施設の大規模改修工事は令和18年度からの2年計画で予定をされております。

先般行われました第10回第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会資料によりますと、昨今の物価や賃金の高騰を受け、工事事業費はさらに増額となることが想定をされております。しかし、これ以上の分担金の増額は、組合、市町の財政上困難であることも訴えております。

そこで、大きく2点についてお尋ねをいたします。

1点目、自主財源の見直しについてです。

財政計画2024やプラント更新特別委員会などでも、自主財源を確保する方策の一つとして、事業系ごみ処理手数料の見直しについて挙げられておりました。事業系のごみ処理手数料については、毎年ごみ処理原価を算定し、手数料の点検を行うこととなっておりますが、直近のごみ処理原価の算定結果についてお尋ねをいたします。

また、今後は手数料の見直しについて、具体的にどのように進めていくのか、併せてお尋ねをいたします。

2点目として、物価やエネルギーの高騰、人件費などの上昇の中で、経費の節減について組合のお考えを伺います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○鈴木由和議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

[福田 晃管理者登壇]

○福田 晃管理者 それでは、ただいまの平野議員さんのご質問に順次お答えいたします。

今後の施設整備と分担金への影響についてのお尋ねでございますが、まず、自主財源の見直しにつきましては、組合の自主財源の柱の一つである事業系ごみ処理手数料について、直近で算定しました令和6年度決算によるごみ処理原価のうち、環境省の一般廃棄物会計基準に基づき算定したごみ処理原価は、全体で1トン当たり2万3,250円となっております。

また、組合では、事業系ごみ処理手数料の点検に用いる値として、組合の特性を踏まえ、管理費用及び売電等収入を考慮して算定したごみ処理原価の過去5年平均を用いることとしており、令和6年度では事業系ごみ1トン当たり2万432円、令和2年度から令和6年度までの5年平均では1トン当たり1万9,259円で、現行の事業系ごみ処理手数料1トン当たり2万1,000円を下回る結果となっております。

この結果だけを見ますと、現時点において事業系ごみ処理手数料の見直しは必要ありませんが、今後は第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等によりごみ処理原価が大幅に上昇する見込みとなっております。

具体的には、令和8年12月に第一工場ごみ処理施設プラント更新工事の本契約を予定しており、これにより令和9年度以降の各年度事業費がおおむね確定し、将来のごみ処理原価のシミュレーションが可能となります。このため、ごみ処理原価の実績値に調整額として将来のごみ処理原価を加算し、手数料額とすることを想定しております。

プラント更新事業費の確定後、速やかに事業系ごみ処理手数料を値上げすることにより、事業者が負担する手数料額を平準化し、手数料額の急激な上昇を抑制する効果が期待できるほか、組合としましても自主財源の確保につながるものでございます。

現時点では、令和9年10月を目途に手数料改定に向けた準備を進めてまいりたいと考えておりますが、改定に当たりましては、搬入事業者から搬出事業者への価格転嫁が適切に行われるよう、周知等には十分配慮してまいります。

次に、経費の節減についてのお尋ねでございますが、財政計画2024では、組合運営における中長期的な視点から、施策や事業の選択、位置づけを行っておりますが、昨今の物価及び賃金等の上昇を踏まえ、各経費の増額が見込まれることから、今後の組合運営における経費の節減が重要であると認識しております。

経費の節減を図る方策の一つとしましては、第一工場ごみ処理施設プラント更新工事期間中のごみの外部搬出費用の削減が挙げられます。財政計画2024では、民間の事業者への委託を想定し、その経費を約78億円と見込んでおりますが、近隣の自治体等との協定による委託単価の低減により、経費の節減が図れるものと考えております。

また、通常の運営におきましても、長寿命化総合計画及び長期修繕計画等に基づき、安全かつ安定的な施設の稼働を前提としつつ、補修時期やその内容については、事業の緊急度、重要度を見極め、経費の節減、合理化に努めてまいります。

引き続き主要施策への予算の重点配分による効率的かつ効果的な事業運営に努めることにより、現時点では財政計画2024で計画値としている令和11年度以降の分担金74億円を増額することのないよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○鈴木由和議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありますか。

4番、平野千穂議員。

○4番 平野千穂議員 では、まず1点目、自主財源の見直しについてですが、今後、令和9年10月をめどに手数料の改定、値上げに向けての検討をされていく、そのための準備を早い時期から進めていくということで理解をいたしました。

既に試算ですとか、それから、もし分かれば影響額についてもお示しをいただきたいと思っております。

また、自主財源という観点でいくと、ほかにも、例えば使用料ですとか熱の供給実費徴収金、こういったことも同様に点検ですとか見直しというものを図るべきなのかと思っておりますけれども、見直しについての組合のお考えについて伺います。

2点目の経費の節減について、こちらは財政計画2024で示されていた78億円、こちらを期間中、4炉ありますけれども、プラントの更新工事は稼働させながら1炉ずつ交換していく工事ということで、どうしてもこれまでのごみの搬入量よりは減ってしまうような工事の手法となっております。

そういった中で、この期間中のごみを一部外部に委託せざるを得ない、その経費が78億円ということでご答弁があったんですけども、それを民間ではなく自治体等との協定による委託に代えることによって経費の節減となるということなんですが、単価としてどの程度差があるのかということ伺いたしたいと思います。

また、ごみの外部委託というのはしなければいけないんだと思うんですが、この外部委託した全量分をこの単価の安い他の自治体での委託でお願いができるのかどうか伺います。

○鈴木由和議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

[福田 晃管理者登壇]

○福田 晃管理者 ただいまの平野議員さんから大きく2点の再質問につきましては、いずれも事務局長よりご答弁を申し上げます。

○鈴木由和議長 事務局長。

[小野正利事務局長登壇]

○小野正利事務局長 それでは、ただいまの平野議員さんの再質問に順次お答えをいたします。

まず、事業系ごみ処理手数料値上げについての試算、影響額についてでございますが、現在第一工場ごみ処理施設プラント更新工事の予定価格の設定に向けて仕様書の精査を行っている段階であり、全体の契約額や各年度事業費が未定でございます。このため、現時点では将来原価のシミュレーション等、手数料値上げの試算をすることが困難でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、使用料や熱供給実費徴収金など他の自主財源について、組合の考え方についてでございますが、行政財産使用料及び土地貸付け収入、近隣施設への余熱供給に関わる熱供給実費徴収金など他の自主財源につきましても、その額や減免の在り方等について、受益に見合う応分の負担を求める基本的な考え方の下、公平性や額の妥当性を確保してまいります。

さらに、自主財源の確保という観点から、行政財産の有効活用や普通財産等の売却など様々な方策についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、民間事業者と自治体等との委託単価の差でございますが、民間事業者へ委託

をする場合、財政計画2024において、運搬経費を含め1トン当たり6万6,000円を見込んでおります。

一方、自治体等へ委託する場合、委託先により処理原価や運搬経費が異なることから、はっきりした金額は申し上げられません。例えば、先日の川口市のごみ処理施設の火災による受入れ単価は、各団体で多少の金額の差はあるものの、約2万5,000円前後と伺っており、さらに運搬距離も短くなることが想定されるため、1トン当たり処理単価は、民間事業者と比べ約5割程度の削減ができるものと考えております。

次に、全量を自治体等に委託できるかのご質問でございますが、ほとんどの自治体等ではごみ処理施設における処理能力に余裕を有していないため、全量を自治体等の委託で処理することは困難であると考えており、令和7年10月3日には民間事業者とも一般廃棄物処理に関する協定を締結しております。

プラント更新事業期間中にごみ処理が停滞することがないように、引き続き委託先の確保に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○鈴木由和議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

4番、平野千穂議員。

○4番 平野千穂議員 ①のほうについて少し伺いたいんですが、そうしますと、組合のほうとしては、これまで財政計画2024の中で、料金の見直しについては毎年ごとの点検結果は踏まえるとはしていましたけれども、おおむね5年に1回の見直しというふうに書かれているんです。この考え方自体が今後変わってくるという認識、受止めでいいのかどうかということと、それから、他の自主財源についても、確かに私も点検とか見直しというのは図っていくべきだと思っている一方、地域住民の方に無償でお貸ししているようなケースもあるかと思うんです。そういったところについても使用料というものを、今までつくっていなかったものをつくっていくような考えになってしまうというのはちょっとどうなのかなと思っていますが、そのあたり、お考えを重ねて伺います。

○鈴木由和議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

[福田 晃管理者登壇]

○福田 晃管理者 ただいまのご質問につきましても、いずれも事務局長よりご答弁を申し上げます。

○鈴木由和議長 事務局長。

〔小野正利事務局長登壇〕

○小野正利事務局長 それでは、ただいまの平野議員さんの再度のお尋ねにつきまして順次お答えいたします。

まず、ごみ処理手数料の見直しの方法を変えるのかということですが、今後プラント更新事業で事業費が急激に増える、増加するということを鑑みまして、適時、適した費用の負担を求めるという観点で、5年とは言わず、その事業費、処理費の増加の状況を見て判断をしてみたいと考えております。

次に、地域住民の方へ施設等をお貸ししておりますが、そちらを無償ではなくお金を取っていくとか、そういうことを考えるのかということですが、地域住民の方にお貸ししているのは地元還元という観点もございますので、そちらにつきましては引き続き無償でお貸しをしたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木由和議長 以上で一般質問を終結いたします。

◎管理者提出第12号議案の質疑

○鈴木由和議長 次に、管理者提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

管理者提出第12号議案 東埼玉資源環境組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第13号議案の質疑

○鈴木由和議長 管理者提出第13号議案 令和7年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、雪田きよみ議員。

〔15番 雪田きよみ議員登壇〕

○15番 雪田きよみ議員 15番、雪田です。

議長の許可をいただきましたので、第13号議案 令和7年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について質疑させていただきたいと思います。

補正予算説明書の26ページ、27ページ、一般管理費の庶務事務費、人事管理システム保守管理委託料80万円ということで、子ども・子育て支援制度新設に伴うシステム改修の追加ということですが、この子ども・子育て支援制度の新設と当組合のシステムとの関連、そして80万円の根拠についてお伺いしたいと思います。

そして、28から29ページ、第一工場施設管理事務費、職員管理費で870万円、あわせて、次のページの30から31ページの第二工場の施設管理事務費で、やはり職員人件費として1,050万円が計上されています。いずれも人事異動に伴う整理ということですが、人事異動に伴うものとしても金額が非常に大きいと感じています。詳細についてご説明いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木由和議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○福田 晃管理者 ただいまの大きく2点の質疑につきましては、いずれも事務局長よりご答弁を申し上げます。

○鈴木由和議長 事務局長。

〔小野正利事務局長登壇〕

○小野正利事務局長 それでは、ただいまの雪田議員さんの質疑に順次お答えをいたします。

まず、人事管理システム保守管理委託料についてのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、職員の給与等、市役所とシステムは多少違いますが、同じようなシステムを有しておりまして、越谷市とデータのやり取りもしております。そんな観点から、組合でも市と同じことも基本法に基づいたシステムの改修が必要になるということでございます。

補正額の根拠につきましては、システムの保守費が約80万円となっております。こちらはシステムを管理しております業者さんからの見積り等となっております。

続きまして、人件費の件でございますが、こちらは年度当初に、まだ人事の内示等が出る前の段階で予算を見積もっておりますので、想定をして不足がないように人件費を見積もつ

ている関係で、多少過大にはなっている部分もございまして、現在いる職員で算出を改めてしたところ、大きく減額になったというようなことでございます。

以上でございます。

○鈴木由和議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

○15番 雪田きよみ議員 ありません。

○鈴木由和議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第14号議案の質疑

○鈴木由和議長 管理者提出第14号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、雪田きよみ議員。

〔15番 雪田きよみ議員登壇〕

○15番 雪田きよみ議員 15番、雪田です。

第14号議案と第15号議案、一括して上程されましたので、併せて2つの議案について質疑させていただきたいと思います。

今回のこの議案上程は人事院勧告に基づくものであることは重々承知の上で、改めてお伺いしたいと思います。

期末手当の改正、100分の230から235、令和8年度以降は232.5ということで提案をいただきました。

今年の春闘の賃上げ平均が5.26%というふうに報道されています。賃金は実際上がっているというふうに言われていますが、20歳から39歳で大きく伸びている一方、45歳から54歳は横ばい、3%程度の賃上げ状況だとも報道されています。そして、これは労働組合のある職場に限られていて、労働組合のない中小企業の給与は余り上がっていない現状があります。また、年金も1.9%の伸びにとどまっています。

こうした数字が上がっていても、生活が楽になったと言い難い状況だというふうに多くの方から言われています。そうした中で、議員、そして管理者の期末手当をアップするという

ことについて、市民、町民の感覚として受け入れられるのかどうか、非常に難しいのではないかと感じておりますが、その点についての見解を伺いたしたいと思います。

壇上からは以上です。よろしくお願いいたします。

○鈴木由和議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○福田 晃管理者 ただいまの雪田議員さんからの質疑に関しましては、事務局長よりご答弁を申し上げます。

○鈴木由和議長 事務局長。

〔小野正利事務局長登壇〕

○小野正利事務局長 それでは、ただいまの雪田議員さんのご質疑にお答えをいたします。

当組合では、議員報酬及び特別職における期末手当の支給割合の改定につきましては、これまでも構成市町の状況を踏まえつつ、一般職の改定に合わせて行ってきた経緯があり、今回構成市町の改定の状況を確認したところ、ほとんどの市町で同様の改定を行う状況と伺っております。

また、組合議員につきましては、第一工場ごみ処理施設のプラント更新事業などの進捗により、役割が一層増している状況であること、特別職については、一般職をまとめ、あるいはそれに類する立場であることなどを踏まえ、一定の合理性があるものと考えております。

しかしながら、昨今の厳しい経済状況を鑑みますと、全ての住民の皆様には理解をいただくことは難しいかもしれませんが、住民の皆様には丁寧な説明を行いながら、理解が求められるように努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○鈴木由和議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

○15番 雪田きよみ議員 ありません。

○鈴木由和議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第15号議案の質疑

○鈴木由和議長 管理者提出第15号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第16号議案の質疑

○鈴木由和議長 管理者提出第16号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第12号議案ないし第16号議案の委員会付託の省略

○鈴木由和議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第12号議案ないし第16号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 ご異議なしと認めます。

よって、第12号議案ないし第16号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

◎管理者提出第12号議案の討論、採決

○鈴木由和議長 管理者提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

管理者提出第12号議案 東埼玉資源環境組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する

条例制定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○鈴木由和議長 挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第13号議案の討論、採決

○鈴木由和議長 管理者提出第13号議案 令和7年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○鈴木由和議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第14号議案の討論、採決

○鈴木由和議長 管理者提出第14号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

15番、雪田きよみ議員、発言席でお願いします。

○15番 雪田きよみ議員 15番、雪田です。

第14号議案、第15号議案併せて反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

先ほども壇上で述べさせていただきましたが、春闘での賃上げは平均5.26%、しかし、20代から39歳は上がっていると言われているものの、45歳から54歳の方々は横ばいという状況、3%程度と言われています。

そして、労働組合のある職場では、企業にお勤めの方の給料は上がっている一方で、特に中小企業など労働組合のない職場での給料は余り上がっておりません。その上に、数字は上がっていても生活が楽になったとは言い難い状況だということも言われております。社会保障費の負担増、物価高騰、特にお米の高騰など、私たちの暮らしに重くのしかかっている状況が続いています。

こうした中で、市民、町民の感覚として、この議員報酬並びに管理者、副管理者、理事の期末手当のアップということに対して、本当に市民、町民の皆様の受入れは、皆様が、みんなが受け入れるということは非常に難しいと思います。

その認識は、先ほどの答弁から同じだということによく分かりました。難しいかもしれないが、理解が得られるように努力をしていくというご答弁をいただきましたが、この苦しい状況の中で、私は議員、理事、管理者、副管理者の給与は今上げるべきときではないと思います。こうしたことを述べさせていただきましたが、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○鈴木由和議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○鈴木由和議長 挙手多数であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第15号議案の討論、採決

○鈴木由和議長 管理者提出第15号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給

与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○鈴木由和議長 挙手多数であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第16号議案の討論、採決

○鈴木由和議長 管理者提出第16号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○鈴木由和議長 挙手全員であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○鈴木由和議長 この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、特定事件について、閉会中の継続審査として付託されたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○鈴木由和議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木由和議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○鈴木由和議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○鈴木由和議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○福田 晃管理者 12月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

閉会中の継続審査として、決算特別委員会でご審議を賜りました令和6年度歳入歳出決算につきまして、ご認定をいただき、ありがとうございました。また、本日ご提案申し上げました5議案につきましても慎重にご審議を賜り、原案のとおりご決定いただき、誠にありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、年の瀬を迎え、お忙しいことと存じますが、健康に十分ご留意いただき、健やかに新年を迎えられますようお祈りいたしますとともに、今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせて

いただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○鈴木由和議長 これにて令和7年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 0時01分 閉会